

《観光文教委員会（令和元年 11 月 13 日）》

〈要旨〉

- ・災害対応型自動販売機について
- ・スクールソーシャルワーカーについて
- ・特別な支援を必要とする児童生徒のアプリケーションの使用について
- ・出席扱いを含めた不登校児童生徒の対応について
- ・学校における「交流及び共同学習」「こころのバリアフリー」について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林 政行です。よろしく申し上げます。

最初に、教育総務課長に伺います。

飲み物や栄養食品の自動販売機を導入する小・中学校がふえています。特に部活動がある中学校でふえているそうです。これは、熱中症対策に加えて、販売機内の商品が災害用の備蓄となるためです。

事例として、東京都狛江市では、平成 29 年に小学校に災害対応型の自動販売機を設置しており、ふだんは教職員や学校施設を利用する少年野球、サッカーチームなどの社会教育団体、地域の防災訓練の参加者などが利用し、災害発生時には校長の判断で内部の飲料、食品を取り出して児童に無料で配布できるそうです。

これは、市が大塚製薬と協定を結んで実現したそうで、この小学校の場合には、PTAが市から学校敷地の使用許可を受け、大塚製薬は手数料として飲み物 1 本につき 10 円を PTA に支払う仕組みだそうです。児童は学校にお金を持ってこないため、ふだんは使いませんが、学校教育以外の活動で学校に来たときは使うことができ、加えて災害発生時に備えて校長が販売機の鍵を持たれているそうです。

そこで、奈良市の小・中学校において災害対応型自動販売機を設置することは可能なのかお聞かせください。

◎細川忠美教育総務課長

林委員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害対応型自動販売機の設置の可否についての御質問でございます。

本市の小・中学校に飲料や簡易な食品の災害対応型自動販売機を設置しようとする場合には、いわゆる地方自治法、奈良市立学校使用条例及び奈良市教育財産管理規則の定めに基づ

づきまして、教育財産の目的外利用の手続が必要になるというふうに考えてございます。したがって、自動販売機設置のための教育財産使用許可の申請の申し出を受けまして、教育委員会事務局においてこれの審査を行い、許可をすることになれば、自動販売機の設置は可能になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

◆林政行

奈良市の小・中学校でも災害対応型自動販売機を設置可能とのことではありますが、それは今後、教育委員会として小・中学校への災害対応型自動販売機の設置を進めていく考えがあるのか、教育総務課長お聞かせください。

◎細川忠美教育総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今後、小・中学校への災害対応型自動販売機の設置に関して、進めていく考えがあるのかという御質問ですが、委員お述べの小・中学校への災害対応型自動販売機の設置は、災害時の児童・生徒の食料、飲料の確保の点で有効ですし、加えまして、学校施設が避難所となることから、避難所用の食料、飲料の確保という観点でも、合わせて有効な方法の一つであるということは認識をしております。

現在、本市の小・中学校におきまして、災害対応型自動販売機を具体的に導入していくというような計画はございませんが、今後、これについて他自治体の情報を収集するとともに、危機管理課とも協議をしながら、このことについて情報収集や検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

狛江市の校長先生は、児童は災害時は自宅に帰ることになっているが、都心で働いている両親が同市内に戻るまでにはかなりの時間がかかり、それまで学校が預かって面倒を見なければならぬ。平成23年3月の東日本大震災のときは、親が迎えに来るまで七、八時間かかった児童もいたとコメントされています。

奈良県の県外就業率は28.8%の全国2位であり、奈良市は県の比率をさらに上回る34%で、全国平均の9%から見ると大きく上回る状況です。この数値からも、狛江市の校長先生のコメントは、奈良市も他人事ではないことは大いに想像できます。

そして何より、これまで児童・生徒に特化した災害時の飲み物や栄養食品の備蓄は想定されていなかったと考えますし、災害対応型自動販売機を設置することで、災害時の教職員の方々の心の負担が減るとともに、いざというときに飲み物や栄養食品をわたすことで、児童・生徒の心の不安も解けるかと思えます。

学校側にとっては、災害対応型自動販売機の設定で諸問題が出てくる懸念もあるかと思いますが、懸念されることを差し引いても、各学校が災害対応型自動販売機の目的や意義を理解し、それを児童・生徒に伝えることで災害教育になるなど、それを上回るメリットがあります。このようなことは、学校、PTAからの要望ではなく、効果があると判断されれば、教育委員会が主体的に進めていくべきであります。費用負担も交渉でゼロが可能でありますし、危機管理課の方からも前向きな回答を聞いています。ぜひ災害対応型自動販売機の設定に向けた検討を要望します。

次に、スクールソーシャルワーカーについて、いじめ防止生徒指導課長に伺います。

これまで児童・生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて行う支援を主として、1名のスクールソーシャルワーカーで対応されてきましたが、今年度からは、スーパーバイズも入り対応されています。

スクールソーシャルワーカーの運用もこととして4年目になります。この3年間で見えてきた課題解決の一つとして、スーパーバイズの採用を決めたと想像されますが、どのような課題が見えてきてスーパーバイズを採用することに決めたのか、その課題と目的をお聞かせください。

◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

林委員の御質問にお答えいたします。

平成28年度より、いじめ防止生徒指導課でスクールソーシャルワーカーを1人任用し、児童・生徒を取り巻く社会的、環境的な問題が背景にあるさまざまなケースに専門性を発揮しながら対応してまいりました。しかしながら、児童・生徒の抱える問題は、多様化、複雑化が一層進み、解決が難しいケースがふえてきております。

そこで、よりの確で効果的な支援の実現に向けて、今年度から、他の自治体での経験が豊富な人材からのスーパーバイズを導入し、スクールソーシャルワーカーのかかわるケースへの対応や支援に対する助言を受けております。

あわせて、課といたしましても、スクールソーシャルワーカーのより効果的な運用の仕方についての指導、助言を受けているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

4月から2名体制で支援を行ってこられていますが、現時点での進捗状況はどのようになっているのか、いじめ防止生徒指導課長お聞かせください。

◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーと指導主事が定期的にスーパーバイザーと面談を行う中で、スクールソーシャルワーカーが実際に対応している個別のケースについての助言を受けております。今年度、スーパーバイザーの指導を受けながら、奈良市のスクールソーシャルワーカーガイドラインを作成し、スクールソーシャルワーカーの役割や活用について、改めて市立学校へ周知をいたしました。また、児童・生徒のさまざまな情報を個別に整理統合し、支援につなげることを目的として作成いたしましたアセスメントシートにつきましても指導、助言を受けながら、効果的な活用に向けた実践を進めているところでございます。

現在、要請のあった学校にスクールソーシャルワーカーを派遣しておりますが、今年度9月からは、スクールソーシャルワーカーが深くかかわっているケースのある学校1校に、週1回全日配置をしております。この配置校での対応につきましても、スーパーバイザーが直接学校へ出向いて、具体的な示唆を行っているところでございます。

◆林政行

今年度の9月から、スクールソーシャルワーカーの週1回の全日配置を行っているのですが、今後どのように検証を進めていくのか、いじめ防止生徒指導課長お聞かせください。

◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

お答えいたします。

週1回、スクールソーシャルワーカーを全日配置している当該の学校では、生徒指導の定例会議への参加や校内観察、教員からの聞き取りなどを通して、支援が必要な児童・生徒の情報を収集し、アセスメントシートの活用を通して、今後の支援の見立てを行っております。

スクールソーシャルワーカーが対応したケースの件数だけではなく、それぞれのケースにおいて児童・生徒の状況がどのように改善されてきたのかをしっかりと把握することや、スクールソーシャルワーカーの対応や支援がうまく機能しているのか、スーパーバイザーによる確認を受けながら、より効果的な運用に向けて取り組んでいくことが大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

先進的な自治体のお話を伺いに行った際、担当の方から、子供の福祉については、個の対応が中心の学校教職員のアプローチと福祉分野の考え方を持つ行政職のアプローチでは、ノウハウや対応方法が全く異なることが多くあることから、初年度からスクールソーシャルワーカー1名とスーパーバイズ1名をセットで採用し、またガイドラインなどを作成して、学校への周知とともに、スクリーニング会議—これは奈良市でいうアセスメントシートを活用した会議を行い、子供福祉にチームで対応できる体制、チーム学校で支援、対応を行っているとおっしゃってりました。そして、学校数を絞ってでも、派遣ではなく、全日配置の重要性を切実に語っておられました。

スクリーニング会議やチーム学校の意義は、以前、委員会で話しました。また、先ほど答弁でいただいた課題については、ほかの自治体の事例を参考にすれば少し想定できるもので、それならばもっと早く手だてを打てたのではないかと思います。教育委員会がその認識に立ったことに対し、支援を必要とする児童・生徒にとっては、本当にいいことだと思つとともに、ここからがスタートだと思っています。

これまでは、スクールソーシャルワーカーの訪問対応件数に重きが置かれてきたと感じています。訪問対応件数がふえるという現状は、スクールソーシャルワーカーの意義や価値が認知されてきた結果でありますし、何より専門家視点のアドバイスは教職員の負担軽減には確実につながっていると思います。

しかしながら、今後は子供を取り巻くさまざまな環境と児童・生徒の状況を改善していくという本来の目的に重きを置いていかなければなりません。アセスメントシートを活用することで、学校では子供の様子を1人の教師が判断するのではなく、複数の教員が見て判断する仕組みと、そこで得た情報を共有する組織ができました。そこに福祉分野の考え方が入りますので、特に全日配置の学校においては、他の事例を鑑みると、子供を取り巻くさまざまな環境と児童・生徒の状況は改善していきます。

今回の答弁で、それぞれのケースにおいて児童・生徒の状況がどのように改善されたのかをしっかりと把握することが大切とおっしゃいました。学校現場の方にお話を伺った際、アセスメントシートの導入は、やらされ感や負担が大きいと感じる教職員がいることは事実だけれども、それでも意義を理解してみんな行っているし、何よりまだ始まったばかりで改善が出ていないけれども、改善が目に見える形で少しでもあらわれてくれば、その姿勢も変わってくるとおっしゃってました。

改善には時間がかかり、改善が難しいことも重々承知しておりますが、アセスメントシートの活用は未然防止、早期発見、早期支援対応の側面もあります。今後きちんと改善状況の報告を要望するとともに、仕組みをつくって終わりではなく、教育委員会の皆さんも不断の

取り組み、改善をしていただくよう要望します。

次に、特別な支援を必要とする児童・生徒のアプリケーションの使用について、教育支援・相談課長に伺います。

学校や保護者から子供たちの特性に合わせたアプリケーションを活用して学びたいという希望があった場合、どのように対応しているのか、またその活用事例についてお聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

林委員の御質問にお答えいたします。

特別な支援を必要とする児童・生徒の学習を助けるアプリケーションの活用希望があれば、教育支援・相談課と学校が当該児童・生徒の個別の教育支援計画や指導計画と実態に沿って、適切で有効であると考えられるものについては、活用を進めてまいります。

例えば、漢字を書き順どおりに書けない児童には、書き順をアニメーションで示したり、手先が不器用なため漢字を正しく書きにくい児童には、タブレット上に指で書いて練習したりすることで、効果的に漢字の学習ができるようになっております。

以上でございます。

◆林政行

今後、特別な支援を必要とする児童・生徒に対するICTを活用した指導や支援について、教育委員会としてどのように考えているのか、教育支援・相談課長お聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の質問にお答えいたします。

ICTの進展により、その機能や活用範囲が広がる中、特別な支援を必要とする児童・生徒にとっても、ICTの活用は効果的であると認識をしております。また、研修を通して特別な支援を必要とする児童・生徒に対してICTを活用することで効果があった実践事例を紹介するなどして、教員の指導力向上も図っております。

今後もICTを効果的に活用し、児童・生徒一人一人に合った学習支援ができるよう、環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

特別な支援を必要とする児童・生徒のアプリケーションやICTについては、それが全員にとっていいものというよりは、一人一人の特性によって効果が全く違ってきます。多くの方が利用するものなら、大抵はさまざまなアプリケーションやICTがあり、選択肢の幅が複数ありますが、一人一人の特性によって効果が違うものは、選択肢があるかないかの世界になります。学校や保護者からの希望のものは、そのあるかないかの選択肢の中で、本当にその児童・生徒にとって効果があるものだと思います。だからこそ、教育委員会はそれを活用できるよう最大限努めなければなりません。

なぜこのことを言うかという、私の取り組みの中でそのアプリケーションが有効であることはわかっているけれども、財源の問題ではなく、その他の理由で利用が難しい問題が出てきています。私は個人の取り組みですが、皆さんには組織があり、多くの知恵と経験があるかと思います。児童・生徒に有効と判断されるものは、学習効果だけではなく、その先の人生の選択肢の幅を広げるものであります。希望に合った場合には、できる限り希望に沿える対応を要望します。また、アプリケーションやICTを導入しても、それをしっかりと学習支援につなげなければ意味がありませんので、答弁をいただいた内容を、教育支援・相談課が積極的に関与して対応していただくよう要望します。

次に、出席扱いを含めた不登校児童・生徒の対応について伺います。

不登校への支援が喫緊の課題となっている中、本市における不登校児童・生徒への出席扱いの対応はどのようになっているのか、教育支援・相談課長お聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えいたします。

ことし10月に示された文部科学省からの通知、不登校児童生徒への支援の在り方についてにおいて、学校外の施設での相談、指導を受けている児童・生徒については、その状況を学校として評価し支援する立場から、相談、指導を受けた日数を指導要録上、出席扱いとすることができるように示されております。

このことを踏まえ、不登校の生徒が学べる場所として、教育センターに開設している適応指導教室「HOP」に通っている生徒については、在籍校とも学習状況を共有するなど、連携をとり合いながら出席扱いとすることで、学校外の施設での学びの支援に努めております。

以上でございます。

◆林政行

不登校支援におけるICTの活用と今後の支援の方向性について、教育支援・相談課長お聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

本市適応指導教室において、ことし7月より、タブレットを利用したデジタルドリルの活用に取り組んでおるところでございます。学校現場からの利用希望もあり、各校に在籍する不登校児童・生徒が有効に活用できる仕組みを整えておるところでございます。

今後も、不登校の児童・生徒に対してICTを有効に活用し、一人一人に合った学びの支援ができるよう、環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

令和元年10月25日付、不登校児童生徒への支援の在り方についての通知では、基本的な考え方として、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指すと同時に、学校教育になじめない児童・生徒を学校としてどのように受け入れるか検討し、なじめない要因の解消に努めることや、また学校教育の取り組みの充実として、児童・生徒や保護者と話し合い、児童生徒理解・支援シートを作成することや、不登校児童・生徒が民間教育施設――これはフリースクールなどが該当すると思います――そこで指導を受けている場合、学校の教育課程に照らし、適切と判断されるときには、学校の評価を指導要録に記入したり、評価結果を通知表などで施設に伝えたりすることは意義が大きいとして、民間教育施設などで適切な支援を実施していると評価できる場合は、校長は指導要録上、出席扱いとすることができるとされています。

また、平成17年7月6日付、不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等についての通知では、不登校の小・中学生が自宅でITなどを使って学習した場合、一定の要件を満たすと、指導要録上の出席扱いにできるともされています。

これらのことを鑑みると、今後フリースクールなど民間教育施設の出席の取扱いは、適応指導教室が一つの基準になってくると思います。

また、タブレットを利用したデジタルドリルの活用を、各校に在籍する不登校児童・生徒が有効に活用できる仕組みを整えていくとのことですので、今後、デジタルドリルを利用した場合の出席扱いも考えていかなければなりません。ただ、これらの出席扱いを校長の判断で決めていくことは、現場の校長先生の負担は相当大きいと思います。

さいたま市教育委員会では、フリースクールなどへの通学や自宅でICTを利用した学習について、不登校児童・生徒の指導要録上の出席扱いを認める判断の目安を具体的に示したガイドラインを示しています。このことは、出席扱いに対する各学校による不均衡を是正

するだけでなく、何より不登校児童・生徒のためでもありますので、奈良市において解決できた事例からでも、その都度、各学校に通達していき、最終的には、他の自治体のようにガイドラインを作成されるよう要望します。あわせて、不登校児童生徒への支援の在り方についての通知で、奈良市として十分でないところがありましたら、改善していただくよう要望します。

次に、学校教育課長に伺います。

前回の9月定例会において、ユニバーサルデザインの考え方とその中に含まれている心のバリアフリーについて、市長、教育長とともに重要との認識を確認させていただきました。

心のバリアフリーの実現に向けては、平成30年2月2日、心のバリアフリー学習推進会議の報告書の結びに、「学校において、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うことは、近い将来に社会を担う子供たちの『心のバリアフリー』を育むだけでなく、子供たちを通してその保護者や活動に関わる関係者の障害者に対する理解を促進し、ひいては社会全体の意識を変えることにつながる。」と書かれているとおり、学校、教育委員会の役割は非常に重要であります。

そこで、交流及び共同学習については、各学校においてさまざまな取り組みが進められていると思いますが、昨年度の取り組み状況をお聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えいたします。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が触れ合い、ともに活動する交流及び共同学習は、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となることから、意義のあることと認識しております。

本市の市立学校におきましては、例えば養護学校訪問、または来校してもらい、一緒に歌を歌ったり、ゲームをしたりするなどの交流を行っている小学校がございます。また、中学校におきましても、学校が行う文化発表会に養護学校の生徒が鑑賞のために来校するなどの交流や、障害のある方を講師として招いた講演会を開催したりしている学校もございます。

このように、これまでも児童・生徒の発達段階や各学校の実態に応じた交流及び共同学習を通して、障害のある児童・生徒にとっても、障害のない児童・生徒にとっても、お互いに尊重し、ともに支え合う意識の醸成を図る取り組みを推進してまいりました。

以上でございます。

◆林政行

交流及び共同学習が、学習指導要領などにおいて教育課程に位置づけられている趣旨を

理解し、単発的ではなく継続的に実施できるように取り組みを推進していくことが重要です。交流と共同学習の取り組みを進めていく上で、校長を含めた学校全体と教職員一人一人がその意義や目的を理解して取り組まなければ、一過性のものになってしまいます。

そこで、今後一層の交流と共同学習、そして心のバリアフリーを推進していくため、教育委員会として今後の方針がありましたら、学校教育課長お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

お答えをいたします。

学習指導要領では、これまでも交流及び共同学習の機会を設け、ともに尊重し合いながら共同して生活していく態度を育むように示されております。また、平成31年3月には、文部科学省から交流及び共同学習ガイドが出されており、各学校におきましては、これまで以上に交流及び共同学習を実施していくことが求められております。

市教育委員会といたしましては、交流及び共同学習により人々の多様なあり方を理解し、ともに支え合いながら生きていく意識の醸成や心のバリアフリーにつながるよう、さまざまな機会を捉えて研修をしたり、資料を提供したりするなどの支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

最近、奈良市社会福祉協議会のオータム・アミーゴ・フィエスタがありました。私もその場におりましたが、同じ空間の中でお互い変に意識もせず、障害者と地域の方々のごく自然にイベントをそれぞれの形で楽しみ、困った人がいたら、ごく自然に当たり前の手助けしていました。この光景を見て、これが本当の心のバリアフリーだなと思ってイベントを楽しんでいました。

次の日、地域の親睦会があり、そこで地域にある障害者施設の方々による歌の披露がありました。その歌の披露の前に、施設長の方から、改めてグループホーム建設についての説明がありました。グループホーム建設には地域で賛否がありますが、この地域ではスムーズに建設、着工しています。説明の後、地域の方々全員の笑顔と拍手とともに、応援しているよ、一緒に頑張ろうなどの声が出ている光景を見て、この地域の方々のよさとすばらしさを改めて再認識させてもらいました。

この2つの事例で、別に心のバリアフリーを全員が学んでいたとも考えられません。障害者と地域の方々がお互いを変に意識することなく、それぞれのペースで地域での日常生活を過ごす中で、自然と心のバリアフリーが根づいていたのだと思います。

そのようなことを考えると、インクルーシブ教育システムで、障害のある子供と障害のない子供がともに教育を受けている環境の中で、学校、教育委員会が関与していくことで、本当の心のバリアフリーが実現できるのではないかと考えています。

ただ、障害者といっても一人一人の考え方が違うので、教職員の方々が障害者を説明するよりかは、当事者の話を聞いて児童・生徒一人一人が何か一つでも感じ取ってもらえることも重要です。その機会の際の提供を教育委員会は積極的に行っていただきたいと思っています。教育委員会には、それらを考慮に入れた中で、全小・中学校に継続的に交流と共同学習の機会を設けていただき、児童・生徒が大人になったとき、本当の心のバリアフリーが根づいている社会である教育を要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。